



平成 24 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 共同ピーアール株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上村 巍  
(JASDAQ・コード番号：2436)  
問合せ先 経営企画室 室長 伊藤 誠  
(TEL 03-3571-5172)

## 中国前渡金に関する調査報告書受領のお知らせ

当社（共同PR）が、平成24年2月7日付「第三者調査委員会による調査報告書受領のお知らせ」で発表いたしました「調査報告書」において、第三者調査委員会から、共同拓信公関顧問(上海)有限公司(以下「共同拓信」という。)がKS氏に支払った前渡金2,000,000人民元（当時の為替レートで約30,000,000円相当額。以下「本件中国前渡金」という。）について、当時の経営判断として合理性が認められるか否かについても検討する必要があるとの指摘を受けておりました。

当社は、調査報告書での指摘に基づき会計処理の変更を行うとともに、本件中国前渡金の支払いに関して、当時の経営判断の合理性について究明するため、第三者調査委員会の委員を務めた弁護士及び公認会計士に対して別途新たに調査を依頼しておりました。

本日、調査報告書（別添）を受領いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 調査を委託した弁護士及び公認会計士

中原 健夫（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）  
福田 修三（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）  
北澤 繁（公認会計士・税理士 北澤公認会計士事務所）  
高橋 康平（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）

#### 2. 報告書の概要

##### ① 大橋元社長について

大橋元社長は、上海万博に関する日本でのPR業務（以下「本件PR業務」という。）を受注したいとの強い気持ちを持っていたところ、KS氏の人脈を見せられ、KS氏の協力を得ることができれば、本件PR業務を受注でき、共同PR及び共同拓信の利益になると考えて、KS氏に対して本件中国前渡金を支払うと判断したことが認められる。

しかし、大橋元社長は、本件中国前渡金を支払うことを決断した当時、

- ア. 本件中国前渡金の使途の説明を受け、KS氏が違法な使途に費消する目的であったこと（※）を認識していたこと、又は、少なくとも認識し得たし、認識すべきであったこと

- イ. 本件PR業務の規模についての十分な検討や上海万博に関する日本でのPRニーズがあるか否かについて十分な情報収集を行わなかったこと
  - ウ. 共同拓信が本件PR業務を受注できなかった場合には、KS氏から本件中国前渡金の返還を受けられる旨が定められていたが、KS氏の資力等について調査をせず、保全措置もとっていないこと
  - エ. KS氏が本件PR業務の受注に向けて、いかなる業務を遂行していたか、不明であると言わざるを得ないこと
- などを考慮し、解明できていない事実関係が残るとはいえ、本件中国前渡金の支払いに関する経営判断について著しく不合理なものであったと判断される可能性があるものと考えられる、と結論付けております。

※ 実際に違法な使途に費消されたか否かは不明であり、法令違反行為を認定するものではないとされている。

## ② 大橋元社長を除く当時の共同PRの取締役について

本件中国前渡金を支払うことを目的とした共同拓信による銀行借入れにつき、共同PRとして連帯保証を行う旨（以下「本件連帯保証」という。）の取締役会決議に賛成した取締役（5名）は、

- ア. 中国関係を担当していた大橋元社長から、本件PR業務を受注できる可能性が高いとの説明を受けたこと
  - イ. 大橋元社長が認識していた本件中国前渡金の具体的な使途について説明を受けていなかったこと
  - ウ. 中国の国家イベントに関連する本件PR業務の受注には中国人のコネクションを活用する必要性が高く、そのためにはある程度高額な資金が必要になると考えたことは不合理であるとは言えないこと
  - エ. 当時、本件PR業務を受注できる可能性のあるルートは他になく、本件を否決することは本件PR業務を受注するチャンスを潰す結果となってしまうこと
- などを考慮し、本件連帯保証を行うとの経営判断について著しく不合理なものであったと判断される可能性は低いものと考えられる、と結論付けております。

## ③ その他

本件中国前渡金については、第三者調査委員会の「調査報告書」でも、支出時点にて費用計上することが妥当な処理である、とされているところ、本調査においても「調査報告書」の認定を覆すものとはならず、平成19年8月31日に支出した時点において費用計上することは、妥当な会計処理と考えられる、と結論付けております。

なお、当社では、第三者調査委員会の「調査報告書」の指摘に基づき会計処理の変更を行い、本日、過年度決算修正に関する適時開示をする予定です。

以上

(別添)

共同ピーアール株式会社 御中

## 中国前渡金に関する調査報告書

平成 24 年 2 月 27 日

弁 護 士

中 原 健 夫



弁 護 士

福 田 修 三



公認会計士

北 澤 繁



弁 護 士

高 橋 康 平



貴社からの依頼を受けて、当職らが、平成 19 年 8 月 31 日の前渡金 2,000,000 人民元（以下「本件中国前渡金」という。）の支払に関し、当時の経営判断の合理性について調査を行った結果は、以下のとおりである。

## 第 1 はじめに

共同ピーアール株式会社（以下「共同 PR」という。）は、平成 24 年 2 月 7 日付の第三者調査委員会の「調査報告書」内において、上海万博に関する日本での PR 業務を受注する目的で、平成 19 年 8 月 31 日、共同拓信公関顧問（上海）有限公司（以下「共同拓信」という。）<sup>[1]</sup> が KS との間で締結した顧問合意書（以下「本件中国顧問契約書」という。）に基づき、KS に対して支払ったとされる本件中国前渡金 2,000,000 人民元<sup>[2]</sup> について、当時の経営判断に合理性が認められるかについても検討する必要があるとの指摘を受けた。

かかる指摘を受けて、共同 PR は、同社と利害関係のない当職らに対し、本件中国前渡金の支払に関する当時の経営判断の合理性について調査を委託した。

これを受けて、当職らは、

- (1) 当時、共同 PR の代表取締役であり、かつ、共同拓信の董事長であった大橋榮氏（以下「大橋元社長」という。）による本件中国前渡金の支払に関する経営判断の合理性

とともに、

- (2) 本件中国前渡金を支払うことを目的とした共同拓信による M2 銀行及び M3 銀行からの借入れについて共同 PR として連帯保証を行う旨（以下「本件連帯保証」という。）の経営判断の合理性

について、調査を行った。

なお、調査に当たっては、次の方法によっている。

- ① 契約書等の各種書類の調査（主に中国関連、本件中国前渡金関連、上海万博関連のもの）
- ② 社用パソコンの E メールに関する調査<sup>[3]</sup>
- ③ 関係者に対するヒアリング調査等

<sup>1</sup> 共同 PR が 100%出資して設立した中国の現地法人。

<sup>2</sup> 当時の為替レートで約 30,000,000 円相当額。

<sup>3</sup> 但し、共同拓信の社用パソコンの E メールについては、平成 19 年当時のものが残っていないとのことであり、調査することができなかった。

但し、KS に対するヒアリング調査等を試みたものの、現在の住所・居所を把握している者はおらず、大橋元社長に KS を紹介した A 氏に連絡先を聞いたものの、現在は使われていない電話番号であったため、KS に接触して調査を行うことができなかった。また、KS と連絡がつかないため、A 氏に対して電話でのヒアリングを打診したものの、協力を拒否された。したがって、本調査の過程では、結局のところ、「上海万博に関する日本での PR 業務を受注する目的で、KS がいかなる業務を遂行していたのか」「KS は共同拓信から支払を受けた本件中国前渡金をいかなる目的に費消したのか」という本調査の中核ともいえる事実関係を解明するに至らなかった。

以上の前提のもと、当職らによる本調査の結果について、次のとおり報告するものである。

## 第2 結論と理由の要旨

### 1 大橋元社長について

大橋元社長は、上海万博に関する日本での PR 業務（以下「本件 PR 業務」という。）を受注したいとの強い想いを持っていたところ、KS の持っている人脈（コネクション）を見せられ、その事実が報道されたこともあって、KS の協力を得れば本件 PR 業務を受注でき、共同 PR 及び共同拓信の利益になると考えて、KS に対して本件中国前渡金を支払うと判断したことが認められる。

しかしながら、大橋元社長は、本件中国前渡金を支払うことを決断した当時、

- ① 本件中国前渡金の資金使途に関して、上海万博に関連する業務の発注に関して影響力があると思われる上海市の要人（外国公務員）のためにマンションを購入して提供するという考えを KS より説明されており<sup>4</sup>、違法な使途に費消されること<sup>5</sup>を認識していたこと、又は、少なくとも認識し得たし、認識すべきであったこと

<sup>4</sup> 大橋元社長に対するヒアリング結果をもとに認定している。なお、KS は日本語を話せないため、大橋元社長が KS より説明を受けた内容は A 氏が通訳したものである。

<sup>5</sup> 不正競争防止法第 18 条第 1 項は、「何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。」とし、同法第 21 条 2 項 6 号、第 22 条 1 項は、その行為者に対し「5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金」、法人に対して「3 億円以下の罰金」の罰則をそれぞれ定めている。もともと、本調査によれば、本件中国前渡金が上海市の要人（外国公務員）のためのマンションの購入資金として費消されたか否かは定かではなく、また、本件中国前渡金が支払われた後の共同拓信と KS とのやり取りを見ても、KS が当該

- ② KS に依頼することで受注できる可能性のある本件 PR 業務の規模について十分な検討を行わず<sup>[6]</sup>、上海市に上海万博に関する日本での PR ニーズがあるか否かについて十分な情報収集を行わなかったこと<sup>[7]</sup>
- ③ KS との間で取り交わした書類上、共同拓信が本件 PR 業務を受注できなかった場合には、KS から本件中国前渡金の返還を受けられる旨が定められた<sup>[8]</sup>にもかかわらず、KS の資力等について調査をすることもなく、何らの保全措置もとっていないこと<sup>[9]</sup>

等の事情が認められ、

- ④ 結局のところ、KS が本件 PR 業務の受注に向けて、いかなる業務を遂行していたのか、不明であると言わざるを得ないこと<sup>[10]</sup>

等も考慮すると、前述のとおり解明できていない事実関係が残るとはいえ、裁判所において、本件中国前渡金の支払に関する経営判断について著しく不合理なものであったと判断される可能性があるものと考えられる。

## 2 大橋元社長を除く当時の共同 PR の取締役について

本件連帯保証を行う旨の取締役会決議に賛成した取締役（K 元取締役、KM 前常務、H 前常務、Y 前社長及び S 前常務）は、

---

外国公務員に対してマンションや金銭等を提供する申し出等を行ったという事実は認められない。したがって、本報告書は、不正競争防止法第 18 条第 1 項に該当する法令違反行為が行われたと認定するものではない。

<sup>6</sup> 平成 19 年 8 月 7 日頃、大橋元社長が上海訪問時に署名した「覚え書」（以下「本件直筆覚え書」という。）の内容によると、当時、144,000,000 円を超える規模の受注を見込んでいたように推測されるものとも言える内容になっているが、大橋元社長に対するヒアリングによれば、具体的な数字上の検討が行われていた訳ではなく、また、本件 PR 業務それ自体は、当該規模の売上になるとは思っていなかったとのことである。なお、本件 PR 業務を受注できた場合の波及効果を期待していた面はあったようだが、その点についても具体的な検討が行われていた訳ではない。

<sup>7</sup> どの時点以降の状況なのかは不明であるが、関係者に対するヒアリングによれば、上海市には外国人観光客の集客ニーズが乏しく、むしろ上海市は上海万博の来訪者が多数にのぼることに伴う各種リスク等を心配していたとのことである。

<sup>8</sup> 本件直筆覚え書によれば、平成 19 年末までに本件 PR 業務を目的とする契約を完了することを目標とし、同時期までに契約締結できなかった場合は本件中国前渡金は貸付金として扱うことが予定されており、また、最終的に締結された本件中国顧問契約書によれば、平成 19 年 12 月末までに本件 PR 業務を受注できなかった場合は KS が共同拓信に対して本件中国前渡金のうち 1,780,000 人民元を返還する旨が定められている。

<sup>9</sup> 当時、KS に対して本件中国前渡金を支払えば、それは本件 PR 業務の受注に向けた資金として費消されてしまうため、大橋元社長としては、結果的に本件 PR 業務を受注できなかったとしても、KS より返還を受けることは困難であると考えていたのではないと思われる。もっと言えば、KS に依頼すれば本件 PR 業務を受注できるものと考えていたため、本件 PR 業務を受注できなかった場合のことまで思い至らなかったのではないと思われる。

<sup>10</sup> 本件中国顧問契約書の締結後、当時、中国事業の責任者であった S 前取締役らから説明を求められた KS は、本件 PR 業務の受注のために上海万博関係者との面談や、その他具体的な動きをしていると説明しており、S 前取締役らは KS に対して本件 PR 業務の受注に向けて作成したプレゼン資料等を渡すなどしていたことは認められる。しかしながら、本件中国顧問契約書の締結後、共同拓信が上海万博の関係者に対して本件 PR 業務について直接説明を行う機会は、一度も得られなかった。

- ① 取締役の中で中国関係を担当していた大橋元社長より、本件 PR 業務を受注できる可能性が高いとの説明を受けたこと
- ② 大橋元社長が認識していた本件中国前渡金の具体的な資金使途について説明を受けていなかったこと<sup>[11]</sup>
- ③ PR 業務の受注に向けて支払う前渡金として 30,000,000 円という金額は、共同 PR にとって高額なものではあったが、上海万博という中国の国家イベントに関連する本件 PR 業務を受注するためには、中国人のコネクションを活用する必要性が高く、そのためにある程度の高額な資金が必要になると考えたことは不合理であるとは言えないこと
- ④ 共同拓信を設立したばかりの時期でもあり、共同 PR にとって本件 PR 業務を受注できる可能性のあるルートは他に存在せず、本件を否決することは、上海万博という非常にインパクトのある案件に関連する本件 PR 業務を受注するチャンスを潰す結果となってしまうこと

等からすれば、裁判所において、本件連帯保証を行うとの経営判断について著しく不合理なものであったと判断される可能性は低いものと考えられる。

もともと、K 元取締役、KM 前常務、H 前常務、Y 前社長及び S 前常務は、いずれも、大橋元社長に対し、本件中国前渡金の資金使途について詳しい説明を求めておらず、その結果、大橋元社長が、本件中国前渡金が違法な使途に費消されることを認識しており、又は、少なくとも認識し得たし、認識すべきであったという事態を把握することができなかった。この点、非常に残念なことではあるが、当該取締役らが大橋元社長に対して本件中国前渡金の資金使途について詳しい説明を求めなかったことの一事をもって、裁判所において、本件連帯保証を行うとの経営判断について著しく不合理なものであったと判断される可能性は低いものと考えられる。

### 3 その他

第三者調査委員会の平成 24 年 2 月 7 日付「調査報告書」によれば、共同拓信の会計処理について、「本件中国前渡金は、上海万博日本広報事務局の受注資金として一時に支出されたものであり、関係者に対するヒアリングでも、現状から振り返って見た場合、受注如何にかかわらず返還される可能性はほとんどなかったと考えられるため、支出時点にて費用計上することが妥当な処理であったといえる」と言及されている。

上記 1 ①に記載したとおり、本件中国前渡金の資金使途について、大橋元社長は KS より上海市の要人のためにマンションを購入するという考えを示唆されていたことが

---

<sup>11</sup> 上記対象取締役に対するヒアリング結果のみならず、大橋元社長に対するヒアリング結果等も併せて認定している。

判明しており、本件中国顧問契約書上、平成 19 年 12 月末までに本件 PR 業務を受注できなかった場合には、KS が共同拓信に対して、本件中国前渡金のうち 1,780,000 人民元を返還する旨の条項はあるものの、前記 1 のとおり、KS が本件 PR 業務の受注に向けて、いかなる業務を遂行していたのか不明であるといわざるを得ず、また、現に KS からは全く返還されておらず、そもそも返還される可能性がほとんどない資金であったことが容易に窺えるところである。

したがって、今回新たに判明した本件中国前渡金の資金使途は、第三者調査委員会の平成 24 年 2 月 7 日付「調査報告書」の認定を覆すものとはならず、平成 19 年 8 月 31 日に支出した時点において費用計上することは妥当な会計処理と考えられる。

### 第 3 本調査で認定した事実関係

以下は、本調査に関係する範囲で認定した事実関係を整理したものである。

#### 1 KS との契約概要

共同拓信と KS との間では、以下の 4 本の契約（基本となる本件中国顧問契約書及びこの内容を修正する 3 本の合意書）が締結されている。また、本件中国顧問契約書の原案となったのが、その直前に大橋元社長が上海訪問時に署名していた本件直筆覚え書であったと考えられる。

日付	標題	主な内容
H19.8.7 頃	覚え書（本件直筆覚え書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件 PR 業務の受注を目的とし、共同拓信が上海市と契約できるよう T2 社がコンサル業務を行う。</li> <li>・上海市と共同拓信間の契約金額は、そのうち 144,000,000 円を共同拓信の経費、同金額を控除した残額が T2 社の経費とし、共同拓信と T2 社間のコンサル契約に基づき T2 社に支払う。</li> <li>・共同拓信はコンサル契約により平成 19 年 8 月末までに T2 社に 30,000,000 円を支払う。</li> <li>・上海市との契約が平成 19 年末までに締結できなかった場合、上記 30,000,000 円は共同拓信から T2 社への貸付金として扱う。</li> </ul>

日付	標題	主な内容
H19.8.29 <sup>[12]</sup>	顧問合意書（本件中国顧問契約書）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KSは、共同拓信が上海万博プロジェクトの競争入札を成功させるために、各種業務を行い、共同拓信が上海万博組織委員会の基本枠組み契約（以下、同趣旨の契約を全て「上海万博基本契約」と総称する。）を締結できるよう促す。</li> <li>・共同拓信はKSに対し、顧問料として月額55,000人民元、H19.9.1からH22.8.31までの36か月分を支払うこととし、H19.8.31までに合計である2,000,000人民元を一括で前払いする。</li> <li>・H19.12.31までに上海万博基本契約が締結できなかった場合、本件中国顧問契約書を解除することができ、KSは共同拓信に対し、4か月分の顧問料220,000人民元を差し引いた1,780,000人民元を返還する義務を負う。</li> </ul>
H20.1.1 <sup>[13]</sup>	補充合意書（以下「延長合意書①」という。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H20.5.31までに上海万博基本契約が締結できなかった場合、本件中国顧問契約書を解除し、KSは共同拓信に対し、9か月分の顧問料である495,000人民元を差し引いた1,505,000人民元を返還する義務を負う。</li> </ul>
H20.7.17	返還承諾書（以下「延長合意書②」という。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H20.9.30までに上海万博基本契約が締結できなかった場合、本件中国顧問契約書を解除し、KSは共同拓信に対し、9か月分の顧問料である495,000人民元を差し引いた1,505,000人民元を返還する義務を負う。</li> </ul>
H22.1 <sup>[14]</sup>	補充合意書（以下「延長合意書③」という。） <sup>[15]</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H22.5.31までに上海万博基本契約が締結できなかった場合、本件中国顧問契約書を解除し、KSは共同拓信に対し、9か月分の顧問料である495,000人民元を差し引いた1,505,000人民元を返還する義務を負う。</li> </ul>

<sup>12</sup> 契約書の日付は空欄だが、関係者のEメール等により実際に署名・押印した日付を特定した。

<sup>13</sup> 関係者のEメールによれば、KSが実際に押印した日付は、平成20年1月11日である。

<sup>14</sup> 日付不詳。

<sup>15</sup> KSの指印が押されていないものの、関係者に対するヒアリングによれば、延長合意書③は締結されているとのことである。

## 2 本件中国前渡金の支払に至る経緯

本件中国前渡金の支払に至る経緯について、認定した事実は、以下のとおりである。

- ① 大橋元社長は、知人を通じて、T社グループのS会長の息子というA氏を紹介され、平成18年10月頃には、A氏の勧めを受けて、中国に個人的な投資を行うようになっていた。
- ② 大橋元社長は、遅くとも平成19年2月頃までに、A氏から、軍関係者の子息であるということで、KSを紹介された<sup>[16]</sup>。
- ③ 大橋元社長は、中国でのビジネス拡大のために、本件PR業務を受注することに高い関心を抱いていたところ、平成19年6月29日、A氏とKSの仲介により、上海万博の関係者であるS氏と面談・交流する機会を得た（以下「本件交流会」という。）。その際、上海万博に関する広告宣伝業務は、入札により行う旨の説明がなされたとのことであり、S氏との間で本件PR業務の受注に関連して何らかの合意に至ったという事実はない。
- ④ 平成19年8月7日頃、大橋元社長は、知人であるM氏と上海を訪問し、A氏の同席のもと、KSと打ち合わせた結果、「本件直筆覚え書」を作成した。本件直筆覚え書は、本件PR業務の受注を目的として、上海市と契約できるようT2社がコンサル業務を行うこととし、上海市から支払われる契約金額のうち、144,000,000円<sup>[17]</sup>を共同拓信の経費とし、同金額を控除した残額が共同拓信とT2社とのコンサル契約に基づき、T2社に支払われる<sup>[18]</sup>というものである。また、平成19年8月末までに、共同拓信からT2社に30,000,000円（2,000,000人民元相当）が支払われるが、平成19年末までに上海市と契約締結されなかった場合は、これを貸付金として扱うというものであった。また、大橋元社長によれば、A氏の通訳により、KSから説明を受けた当該30,000,000円の用途は、上海万博に関連する業務の発注に関して影響力があると思われる上海市の要人（外国公務員）のためにマンションを購入して提供する資金であるというものであった。  
なお、共同拓信部分の「大橋榮」という署名は大橋元社長が直筆で行い、T2社の署名欄は空白であるものの、KSが「立会人」欄に直筆で署名した。
- ⑤ 本件直筆覚え書の作成を受けて、その後も協議が続けられた結果、平成19年8月29日、共同拓信は、KS個人との間で本件中国顧問契約書を締結し、同契約書に基づき、同月31日、KSに対し2,000,000人民元を振り込んだ。

<sup>16</sup> 共同PRの平成19年2月5日付取締役会議事録によれば、KSはT2社の副社長とあるが、同社の登記関連資料や関係者に対するヒアリング等の調査によっても、その事実は確認できなかった。

<sup>17</sup> 月額4,000,000円×36か月分の総額。

<sup>18</sup> 第1回支払：平成19年8月末に30,000,000円（2,000,000人民元相当）、第2回支払：主契約締結時に30,000,000円（2,000,000人民元相当）、第3回支払：主契約締結1年後に30,000,000円（2,000,000人民元相当）、第4回支払：主契約締結2年後に残額、という支払条件であった。

- ⑥ このような契約を締結するに際し、大橋元社長は、これで本件 PR 業務が受注できると考えていたが、その根拠は、主に A 氏らに対する信頼に過ぎず、客観的な根拠は見当たらない。また、上海万博に関連して、上海市に PR ニーズがあったのか、また、受注できる可能性のある PR 業務の具体的内容や規模についても、確認、検討は行われてはいない。それにもかかわらず、KS に依頼すれば、本件 PR 業務を受注できると考えており、受注できない場合に、KS に対して返還請求をすることになる約定があるにもかかわらず、その場合の回収に関する検討は特になされていない。
- ⑦ 大橋元社長から 2,000,000 人民元を直ちに調達するよう指示されていた当時の共同 PR の取締役であった K 元取締役は、本件連帯保証を条件として、M2 銀行及び M3 銀行から共同拓信の運転資金として 1,000,000 人民元ずつ借り入れる方法を検討した。なお、K 元取締役は、大橋元社長が認識していた本件中国前渡金の具体的な資金使途については説明を受けていなかった。
- ⑧ その後、平成 19 年 8 月 20 日付及び同月 27 日付共同 PR の取締役会において、共同 PR が共同拓信のために本件連帯保証を行うことについて、満場一致で賛成の決議がなされた。当時、大橋元社長以外の共同 PR の取締役（K 元取締役、KM 前常務、H 前常務、Y 前社長及び S 前常務）は、大橋元社長より本件 PR 業務を受注できる可能性が高いとの説明を受けたが、大橋元社長が認識していた本件中国前渡金の具体的な資金使途については説明を受けていなかった。
- ⑨ このように共同 PR が本件連帯保証を決定し、これに基づき、共同拓信は、平成 19 年 8 月 30 日及び 31 日に、M2 銀行及び M3 銀行から、それぞれ 1,000,000 人民元ずつ借入れをして（以下「本件借入れ」という。）、前記のとおり合計 2,000,000 人民元を KS に支払ったのである。

### 3 本件中国前渡金の支払以降、平成 19 年 12 月末までの KS とのやり取り

本件中国前渡金の支払以降、共同拓信は、KS との間で、主に以下のとおりのやり取りをしていたことが認められる。

#### ① 平成 19 年 9 月 11 日

共同拓信本社において、S 前取締役と KS が面談し、中国語に訳した「上海万博 2010 日本におけるマスコミ向け広報活動に関するご提案」（以下「本件提案書」という。）を KS に交付した。

KS は、翌月ころに共同拓信と上海市との面談の機会を設定し、その際に上海市が共同拓信に質問する内容について、事前に共同拓信に教えると約束した。

#### ② 平成 19 年 10 月 17 日

共同拓信本社において、S 前取締役と KS が面談し、KS からは共同 PR を押すための強力な情報（共同 PR がいかにすごい会社であるかを示す資料）を S 氏に渡す必要があるとの説明を受け、S 前取締役は S 氏に説明する機会をもらいたい旨申し入れるとともに、KS に対しても、PR 業務とはどのような業務かを時間をかけて説明していた。KS は、平成 19 年 11 月 21 日頃までを目標に S 氏と面談の機会を設定することを約束した。

③ 平成 19 年 12 月 12 日

共同拓信の従業員が KS に連絡をとって状況を確認したところ、KS は、「上海万博側は、基本的に共同 PR との契約に同意しており、最近は忙しく、なかなか会う時間がないものの、既に契約準備段階に入っている、契約書を結ぶときまで上海市の関係者と会う必要はない」旨説明がなされた。

④ 平成 19 年 12 月 20 日

共同拓信本社において、A 氏同席のもと、S 前取締役と KS が面談し、上海市との間の契約締結準備状況について確認した<sup>[19]</sup>。

この面談前のメールのやり取りによれば、S 前取締役は、上海市との面談が平成 19 年内に実現しなかったことから、契約がいつ頃になるのか、上海市がどのような予算規模の契約を準備しているのか等を確認したいという意向を事前に A 氏に伝えており、また、仮に契約日がいつになるかわからないという場合には、本件中国顧問契約書で平成 19 年 12 月末までに契約できないと KS から 1,780,000 人民元を返還してもらう約定になっていることとの関係で、状況に応じて期限を延長する契約を取り交わす必要性も生じることから、この面談時には、これらの事項が打ち合わせされたものと考えられる。

なお、上記のとおり、KS は、S 前取締役らとの面談には応じていたものの、S 前取締役の求めにもかかわらず、肝心の上海万博の関係者と引き合わせることはせず、実際のところ、KS が上海万博の関係者に対して、いかなる働き掛けを行っていたのかは、全く明らかではない。

#### 4 本件中国前渡金の返還請求について

本件中国顧問契約書には、平成 19 年 12 月末までに上海万博基本契約が締結されなかった場合には、本件中国顧問契約書を解除できると規定されていたところ、前記経緯を経て、本件中国顧問契約の期限である平成 19 年 12 月末を経過しても本件 PR 業務を受注するための上海万博基本契約締結には至らなかったため、当該契約解除の期限は、以下のとおり、次々と延期された。

---

<sup>19</sup> 面談の詳細内容は不明。

契約書標題	合意解除期限及び返還金額
本件中国顧問契約書	H19.12.31 を経過して 7 日以内に 1,780,000 人民元の返還
延長合意書①	H20.5.31 を経過して 7 日以内に 1,505,000 人民元の返還
延長合意書②	延長合意書①の期限を H20.9.30 に再度延長
延長合意書③	延長合意書①、②の期限を H22.5.31 に再度延長

延長合意書①の締結後である平成 20 年 4 月 16 日、S 前取締役は、KS と面談しているが、その際、KS からは、「S 氏と食事をして話をしたが、万博事務局は上海市から 5 月中旬に「万博までの 600 日計画」を出すように要請されていて、日本での広報宣伝活動についてもその計画の中で決まってくるはず」「大橋元社長の信頼関係も壊したくないので、現在の契約期間である 5 月末の段階で、本件が決まっていなければ、とりあえず本件中国前渡金を返したい」との説明がなされている。

しかし、平成 20 年 5 月が経過しても、上海市との間で何らの契約締結はおろか、面談すら実現しない上に、KS からも、本件中国前渡金の返還はなされなかった。この点、共同拓信としては、KS との関係を壊してしまえば、本件 PR 業務の受注のための KS のコネクションは完全に可能性が潰えてしまうという考えもあったため、KS に対して本件中国前渡金のうち 1,780,000 人民元や 1,505,000 人民元の返還を強硬に請求することを躊躇していた。そのため、上海万博が始まって、本件 PR 業務の受注可能性が完全になくなるまで、上記表のとおり、返還期限が延長されてきたものと考えられるが、結局のところ、本件中国顧問契約書の締結後、共同拓信が、S 氏をはじめとする上海市の関係者に対して本件 PR 業務について直接説明を行う機会は得られなかった。

KS は、共同拓信の従業員に対して、当初は返還義務を認めていたが、平成 22 年以降は、本件中国前渡金を使ってしまって、残っていないとの理由により、返すのに難色を示していた。さらに、共同拓信は、次第に KS との連絡がとれなくなったため、上海万博終了後、KS に対する本件中国前渡金の返還請求権の行使に向けて方策を検討した。そして、平成 22 年 10 月 27 日付で、共同拓信が依頼した中国の弁護士から KS に対する返還請求の書状を送付したものの、転居先不明で書状が戻ってきており、現時点では、共同拓信は KS への連絡手段を失った状態にある。共同拓信としては、弁護士費用等を考慮して、本件中国前渡金の回収のため、さらなる手立てを講じることができないまま現在に至っているが、共同 PR の取締役らに対するヒアリングによれば、KS から本件中国前渡金を回収することを諦めているわけではなく、今後、方針を検討すべきことであるとの認識であった。

このように、共同拓信は、本件借入れにより、KS に本件中国前渡金を支払ったが、その後本件 PR 業務は受注できず、共同拓信は、本件借入れに対する返済が重荷となるだけであったため、結局のところ、共同 PR の援助を得て、共同拓信は本件借入れの残債を返済した。

## 5 時系列表

以上の事実関係を時系列にすると以下のとおりとなる。

日付	概要
H18.10.17	大橋元社長らが T 社を設立（個人的な中国投資案件）。
H18.11.27	共同拓信が設立。
H19.2.19-2.24	KS 他 1 名が日本に滞在するに当たり、共同 PR が在中国日本大使館領事部に対して保証状を発行。
H19.6.29	本件交流会（S 氏との面談・交流）の実施。
H19.8.7-8.8	大橋元社長、M 氏、A 氏及び KS が同席の上で本件直筆覚え書を締結。
H19.8.14 頃	K 元取締役らが 2,000,000 人民元を調達すべく M2 銀行及び M3 銀行との間で本件借入れについて折衝。
H19.8.29	本件中国顧問契約書を締結。
H19.8.30	共同拓信が M2 銀行から 1,000,000 人民元を借入れ。
H19.8.31	共同拓信が M3 銀行から 1,000,000 人民元を借入れ。 本件中国前渡金（2,000,000 人民元）を KS に対して振込み。
H19.9.11	S 前取締役が KS と面談し、本件提案書を交付。
H19.10.17	S 前取締役が KS と面談し、進捗を確認。
H19.12.12	共同拓信の従業員が KS と連絡。
H19.12.20	A 氏同席のもと、S 前取締役が KS と面談し、進捗を確認。
H20.1.11	KS が共同拓信に来社し、延長合意書①（～H20.5.31）を締結（但し、日付は H20.1.1）
H20.3.19	大橋元社長及び S 前取締役が KS のお見舞い <sup>[20]</sup> 。
H20.4.16	S 前取締役が KS と面談し、進捗を確認。
H20.7.17	S 前取締役が KS と面談し、延長合意書②（～H20.9.30）を締結
H22.1	延長合意書③（～H22.5.31）を締結。
H22.5.1	上海万博開催（～H22.10.31）。

以上

<sup>20</sup> 関係者に対するヒアリングによれば、もともとは、大橋元社長、S 前取締役、A 氏及び KS で面談及び会食の予定だったところ、大橋元社長と S 前取締役が上海に到着してから、KS が入院していることが発覚し、急遽お見舞いに行くこととなった。